

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

千葉県農林水産部団体指導課

1 規則概要

林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者等が林業経営の改善等を目的とし、新たな経営部門の開始等に必要な資金を県が無利子で貸し付ける資金であり、本規則は貸付に必要な事項を規定している。

2 改正理由

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）」が公布され、みどりの食料システム法に基づく認定計画に従って事業活動を行う農林漁業者に対し、償還期間の延長などを内容とする林業・木材産業改善資金助成法の特例措置が講じられたことから、所要の改正を行う。

3 改正内容

償還期間の特例の追加（第 4 条第 3 項第 10 号）

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定を受けた者が、林業・木材産業改善資金の借入れを行う場合に、償還期間を通常 10 年のところ 12 年に延長する特例を追加する。

4 施行日

令和 7 年 3 月 31 日